

『マイナンバー』の大切なお知らせ

市役所1階の市民生活課前に「個人番号カード申請相談窓口」を開設しています。申請に関する全般的な相談を受け付けていますので、お気軽にご来庁ください。

「個人番号カード(顔写真付きの公的身分証明書となるもの)」の申請を希望する人は、

- ①通知カード
- ②個人番号カード交付申請書
- ③パスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)の写真1枚
- ④身分証明(運転免許証・住基カードなど)
- ⑤住基カード所有者は住基カード(引き換えになります)
- ⑥印鑑(シャチハタ以外)を持参してください。

その場で申請手続きができます。



【事業主および従業員のみなさんへ】

- 税の手続では、平成28年分(平成28年1月1日～12月31日)所得から、申告書などにマイナンバーの記載が必要になります。
- 国税に関する申告書、申請書、届出書、調書ほかを提出する際には、本人の個人番号または法人番号を記載していただきます。例えば、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」では、給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等のマイナンバー記載が必要です。なお、事務担当者には、「本人確認」が義務付けられています。
- 地方税関係でも、平成28年分の給与の支払報告書(平成29年1月末提出分)から、マイナンバーの記載が必要になります。

問合せ●市民生活課
(内線1151・1153・1103・1104)

問合せ●税務課(内線1121・1122・1125～1127)

“認め合い ともに輝く 岡谷”の実現に向けて

まずは、身近なところから、男女共同参画を実践してみませんか？

今年度から、「男女共同参画おかやプランV」がスタートしています。

4つの基本目標により、計画を進めています。

- ◆「女性の活躍促進」
- ◆「仕事と家庭を両立できる環境の整備」
- ◆「地域での男女共同参画の推進」
- ◆「安心して暮らせる環境の整備」

男女共同参画って？ むずかしそう！

そんなことはありません。女性、男性、高齢者、子ども、障がい者、だれもが気持ちよく暮らせることを実現することが、男女共同参社会づくりです。

問合せ●企画課(内線1528)



平成27年度 男女共同参画社会づくりポスターコンクール 小学生の部 最優秀賞 長地小学校5年 宮坂 渉さん

自分ができることから少しずつ実践しましょう。みんなの意識を少しずつ変えていきましょう。

- 女性のみなさんは、自分ができるところから積極的に社会参画してみましょう。
- 地域活動に参加するみなさんは、一人ひとりの個性や多様性を尊重しあい、お互いが参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 女性のみなさんは、仕事と子育ての両立に向けたさまざまな機会や情報を活用し、仕事と生活の調和を実現しましょう。
- 男性のみなさんは、自らの働き方を見直すとともに、家事・育児・介護に関する講座やセミナーなどに参加し、家庭で積極的に実践しましょう。
- 男女間のあらゆる暴力は決して許されない人権侵害であり、犯罪であることを認識しましょう。

岡谷市子育て支援サイト
子育て支援メールマガジン

げんきっずおかや

<http://www.city.okaya.lg.jp/site/kosodate/>

子育てに関する、お知らせ・行事案内・手続きなど、パソコンや携帯電話に月2回配信。

まずは利用登録！

.....
今すぐアクセス▶▶
.....



問合せ●子ども課(内線1264)

岡谷都市計画道路の 都市計画変更案の縦覧

長野県および岡谷市では、岡谷都市計画道路の変更案を縦覧し、意見書の提出を受け付けます。この変更案は、広報おかや10月号でお知らせした都市計画道路の変更に関する素案の閲覧を経て作成したものです。都市計画審議会へ提出する意見を受け付けるために以下により縦覧します。

計画案の縦覧

期間…11月10日(火)～24日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

意見書の提出

意見書を提出できる人…当該都市計画の案に関わる地域に在住の人、その他利害関係を有する人
提出方法…縦覧場所にある所定の用紙に必要事項を記入のうえ、縦覧期間中に持参または郵送で提出してください。(郵送は11月24日必着)

意見書の取り扱い

提出された意見の要旨は、長野県都市計画審議会および岡谷市都市計画審議会へ提出し、都市計画決定に関する審議の資料とします。

- 問合せ・縦覧場所・意見書の提出先 ●
- 都市計画課(内線1332)
- 県諏訪建設事務所整備課 ☎57-2940
- 岡都市・まちづくり課 ☎026-235-7298

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

『「もしかして」 あなたが救う 小さな手』

児童虐待とは

- 【身体的虐待】なぐる、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる など
- 【性的虐待】性的行為をする、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- 【ネグレクト】閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車のなかに放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する、病気の時に病院に連れて行かない など
- 【心理的虐待】言葉によるおどし、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、目の前で家族に暴力をふるう(DVIほか) など

◎虐待を受けたと思われる子どもがいたら

◎ご自身が出産・子育てに悩んだら

◎子育てに悩む親がいたら

あなたの連絡・相談が、子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩となります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

- 児童相談所全国共通ダイヤル…☎^{いちばやく}189
(お近くの児童相談所につながります)
- 県児童虐待・DV24時間ホットライン…☎026-219-2413
- 市役所児童相談専用電話(24時間対応) …☎23-4767

問合せ●子ども課(内線1264)

11月12日(木)～25日(水)は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」 主唱：内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

女性に対する暴力には、配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引など、さまざまな形態があります。配偶者や恋人など、身近な人から暴力を受ける行為は「ドメスティック・バイオレンス(DV)」と呼ばれ、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許される行為ではありません。

一人で悩まず、勇気を出してまず相談を。解決への一歩を踏み出すのはあなた自身です。秘密は守られます。



内閣府の定めた「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」

【困ったときの相談窓口】

● 県男女共同参画センター“あいとぴあ” ☎22-8822

- 一般相談(電話)：火～土 午前8時30分～午後5時(金曜は7時まで)
- 一般相談(面接)：火～土 午前8時30分～午後5時(要予約)
- 「女性のためのカウンセリング」：第2木曜日・第4土曜日
午前10時～午後3時50分(要予約)
- 「女性のための法律相談」：第1金曜日(要予約)

● 県女性相談センター ☎026-232-3348
月～金 午前8時30分～午後5時15分

● 諏訪保健福祉事務所福祉課 ☎57-2911
月～金 午前8時30分～午後5時15分

● 県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413

● 女性のための相談：市企画課 ☎23-4811(内線1528)
毎月第3火曜日 午前10時～午後4時(要予約)

問合せ●企画課(内線1528)

事業主さん…従業員の個人住民税の特別徴収実施をお願いします!

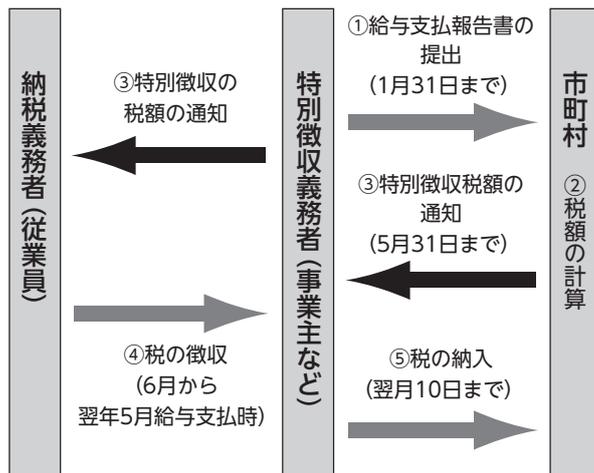
特別徴収実施について

個人住民税の特別徴収は、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税を天引き(特別徴収)し、市町村へ納入する制度で、法定義務となっており、現在、県と協働で更なる推進をしています。(地方税法第321条の4および岡谷市市税条例第44条の規定により、給与支払者は原則として特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収することとなっています。)

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、この通知書に記載された税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

法令に基づく適正な特別徴収の実施を早期にお願いします。



問合せ●税務課(内線1125・1127)

第33回

子どもの健全育成をすすめる会

【11月の実施予定】

学校名・電話	開催日
小井川小学校 ☎22-2234	11月6日(金)

主催…岡谷市教育委員会、岡谷市校長会、岡谷市PTA連合会

※詳細は、学校に直接お問い合わせください。

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です

メディアにおける有害情報の氾濫^{はんらん}、青少年に関わる犯罪の多発、いじめ、虐待、ひきこもりなど、今日の青少年は多くの問題に直面しています。

広く一人ひとりが、青少年をめぐる問題に関心を寄せ、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、家庭・学校・職場・地域など一体となって、子どもや若者にとってよりよい社会環境づくりに努めましょう。



問合せ●イルプラザ・カルチャーセンター ☎24-8404

11月は「ねんきん月間」 11月30日(いいみらい)は「年金の日」!

日本年金機構は、11月の「ねんきん月間」を公的年金制度を身近に感じ、制度への理解を深める機会として、厚生労働省と協力し、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

11月30日(いいみらい)の「年金の日」は、みなさんが自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を「ねんきんネット」などで確認し、高齢期の生活設計に思いをめぐらせていただくことを目的に設定しています。

「ねんきんネット」をご利用ください

ねんきんネットは、日本年金機構がインターネット上に開設した年金についてのネットサービスです。利用登録(無料)をすると、インターネット(パソコンやスマートフォンなど)で24時間、いつでもどこでも最新の年金記録が確認できたり、簡単に年金見込み額を試算できたりとします。この機会にぜひご利用ください。

老後や「もしも」のときに備えて…

公的年金は、国が運営する年金保険制度として、高齢期の生活を、働いている世代みんなので支えようという考えで作られたしくみです。

「年をとったとき」「病気やケガで障害が残ったとき」「家族の働き手が亡くなったとき」といった『老後』や『もしも』に備えるために運営されています。

- 法律により、国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人に、国民年金への加入が義務付けられています(国民皆保険)。
- 原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることができませんが、低所得などによって保険料を納めることが困難な人には、保険料免除制度があります。詳しくはお問い合わせください。

☆「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください!

不正アクセス専用コールセンター(無料)

☎0120-818211

受付時間…午前8時30分～午後9時(平日・土・日)

問合せ●岡谷年金事務所 ☎23-3661

★★★ 特殊詐欺・悪質商法に気をつけて! ★★★ こんな電話は、詐欺を疑いましょう

子どもや孫など家族・親族を名乗って

- 携帯番号が変わった。風邪をひいて声が変わっている。
- 会社のカバンをなくしてしまった。
- すぐにお金を振り込んで・持ってきて・代理の人に渡して など。

警察や市役所、金融機関の職員を名乗って

- マイナンバーを教えてください。カードを預かります。
- 還付金があります。ATMへ電話を持って行ってください。
- 融資をするので保証金を振り込んでください。



★言われたとおり行動してしまう前に、ひとりで判断せず相談しましょう。

★不審な電話には出ないことが一番の対策です。留守番機能や番号表示機能の利用など、電話機対策も検討しましょう!

問合せ●岡谷警察署 ☎23-0110 / 岡谷市消費生活センター(市役所内 内線1228)

悪質な滞納者への徴収を強化します

税の徴収を強化します

市税は、岡谷市の歳入の約33% (27年度予算)を占める主要な財源として、まちの発展を支えるさまざまな用途に利用されます。納税者のほとんどの人が期限を守って納税くださっている一方、国民健康保険税を合わせた滞納累計額は4.8億円超に達しています。市では税の公平性を確保するため、税の徴収強化を図り、滞納処分に力を入れます。

滞納整理にも税金は使われています

税務課職員の収納業務には、納税者のみなさんの貴重な税金が使われています。滞納が積み重なれば、督促・催告など滞納整理に係わる業務により経費が増大します。期限内の納付により、滞納整理に係る業務経費が不要となれば、その費用をより良い暮らしのための財源として、有効利用することができます。納期限内の納税にご協力ください。

滞納処分の種類と内容

税金を滞納したままにしておくと、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めることになるほか、強制的な税金の徴収などの滞納処分を受けることになります。また、滞納処分は法律で定められており、本人の意思にかかわらず執行します。

【滞納処分は次の流れに沿って進められます】

- ①督促…納期限までに完納できない人に督促状を送付し納税を促します。
- ②催告…督促状送付後、一定期間内に納税されない場合、再度文書で催告を行います。
- ③財産調査…官公署、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。
- ④差押…調査で把握した滞納者の財産(動産、不動産、給料)を差押えます。
- ⑤換価…差押え後も完納とならない場合、差押えた滞納者の財産を公売、取立により換価(換金)し、滞納している税金に充当します。

「差押」?

滞納となっている税金は、財産を差押え処分することにより、徴収しなければならないと地方税法で定められています。「差押」を受けると、自らが所有する財産であっても、勝手に処分するなどの自由がなくなります。逆に、差押を執行した機関は、所有者に代わり財産の売却や権利の行使、また契約の解約などの財産処分を行うことができ、取得した金銭を税金に充当できるようになります。

【市がおもに実施する差押】

- 給与・賞与差押
国税徴収法で規定する差押禁止額を超える給与や賞与のすべて
- 年金差押
公的年金で差押禁止額を超える給付額のすべて
- 敷金・入居保証金の差押
アパートや賃貸マンション、事務所など賃貸契約をする時に所有者に預ける敷金や入居保証金
※未払いの家賃などは、明け渡しの時に相殺されます。
- 不動産差押
土地・家屋などの不動産(抵当権設定の有無にかかわらず)
- 搜索・動産差押
滞納者の自宅や事務所などを搜索し、発見された金銭や有価証券、装飾品、自動車、オートバイなどの動産
差押財産は、公売(全国から参加できるインターネット公売)、取立などにより換価して税に充てます。

納税が困難な時にご相談ください

次のような事情で、納期限までに納めることができない場合は、早めにご相談ください。事情により分割や納期限の延長も可能です。なお、病気などで来庁できない場合は、職員が訪問しますのでご連絡ください。

- 病気やケガで働けなくなった
- 失業や事業不振などで生計が維持できなくなった
- 災害や盗難で損害を受けた

問合せ●税務課(内線1138)